

鎌倉市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年1月4日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市男女共同参画推進条例（平成19年1月条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第2条 鎌倉市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第3条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、これを公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第5条 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、この推進委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の運営に関する事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

(意見等の申出等)

第8条 条例第11条第1項に規定する申出（以下「申出」という。）は、

男女共同参画に係る意見申出書(別記様式)により行うものとする。

2 市長は、申出の内容に次の各号に掲げる事項のいずれも含まないものについて、調査及び判断を行う等適切に対応するものとする。

(1) 判決又は裁決により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立てにより審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第12条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく市長の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が調査することが適当でないと認める事項

3 市長は、申出の内容について対応しないときは、速やかに、文書によりその理由を付して当該申出をした者に通知するものとする。

(調査結果等の通知)

第9条 市長は、申出について調査を終了したときは、遅滞なく、文書によりその結果を当該申出をした者に通知するものとする。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

別記様式(第8条)

意見申出書

平成 年 月 日

(申出先)

鎌倉市長

住所

申出者 氏名

生年月日 年 月 日

鎌倉市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、次のように申し出ます。

意見申出の趣旨	
意見申出の内容	
他の機関への相談等の状況	<input type="checkbox"/> している。 <input type="checkbox"/> していない。 (相談等をしている場合には、具体的に記入してください。)
備 考	

- (注意)
- 1 市外に居住し市内に在勤(在学)する方は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。
 - 2 その他備考欄には、意見申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。